

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、児童の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。全ての児童が生命を尊重し、安心して学校生活を送ることができるよう、学校は軽微ないじめも見逃さないようにする。また、いじめはどの児童にも起こり得ると認識し、教職員が組織的に対応する。加えて、保護者、地域住民、関係機関との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、解決に導いていかなければならない。

2 いじめの防止に向けた学校の考え方

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、生き生きと安全に活動することができる場でなくてはならない。そのために、児童の人権を尊重し、一人一人が大切にされているという実感をもつと共に互いが認め合える人間関係をつくり、自尊感情や自己肯定感を高め、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学級・学年・学校づくりに取り組んでいく。また、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底して指導し、日常の授業において、多様性や互いの良さを認め合えるよう合意形成や意思決定の場面を設定し、児童自身がいじめについて考え、行動できるようにする。

3 いじめ対策組織の設置

「さくら小学校いじめ対策委員会」

【構成】 校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・特別支援コーディネーター・
養護教諭・スクールカウンセラー・学級担任・その他必要と認める者

【役割】

○「学校いじめ防止基本方針」の共通理解

- ・年度当初の職員会議で「いじめ防止基本方針」を教職員に周知し、共通理解を図る。
- ・年度当初の保護者会や、学校だよりやホームページ等を通して、「いじめ防止基本方針」を保護者・地域住民に周知し、共通理解を図る。

○定例会議の設定

- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認し、今後の対応策を決定する。

○いじめ事案への対応

- ・いじめがあった場合、或いは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた対応方針を協議する。
- ・対応方針について、学級担任等が保護者に伝えるとともに、保護者の意向を確認し、対策委員会に報告する。
- ・児童に対し中心的に対応を行う学級担任等に適切に助言をしたり、相談に乗ったりする。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な支援を行う。

○記録の保管と引継ぎ

- ・全てのいじめの事例について、記録を残し、保管する。
- ・年度が替わった場合には、学級担任等が確実に情報を引き継ぐと共に、対象の児童が中学校へ進学した場合、進学先に情報を伝える。

○学校評価の実施と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

- ・学校評価等で、学校におけるいじめ防止対策についての成果と課題の検証を行い、結果を踏まえて「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

○児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信することで、いじめ防止の意識を高める。

「さくら小学校 学校サポートチーム」

【構成】 校長、副校長、教員、保護者代表、福祉関係部署職員（子ども家庭支援センター）、スクールサポーター（目白警察署）、民生・児童委員、児童相談所職員、保護司、スクールソーシャルワーカー

【役割】 「学校いじめ対策委員会」を支援する、児童の問題行動等の未然防止、早期解決を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む、校務分掌に位置付けた組織

「さくら小学校 いじめ緊急対策委員会」（重大事態発生時）

【構成】 いじめ対策委員会の構成員に加え、教育委員会職員（心理職・指導主事等）及び校長が必要と認める者（学校関係者等）

【役割】 いじめにより、

- ①児童の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ②児童が相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
- 上記①②のいずれかを認めたととき、校長が迅速に設置できるよう、予め本委員会を準備しておく。

4 いじめの防止及び早期発見のための具体的取組

（1）未然防止の取組

- ①子供が安心して生活できる学級・学校風土づくり
魅力ある授業の実現・豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導・自己肯定感や自尊感情を高める指導「居場所づくり」「きずなづくり」・全教科活動を通し、よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導・子供と教職員の信頼関係の構築（さくらルール・さくらしぐさ、i-checkによる調査・分析を活用する）
- ②教職員の意識を向上し、組織的な対応の徹底
コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり・「学校いじめ対策基本方針」の共通理解・「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催・「いじめに関する研修」の実施・取組の評価と「学校いじめ対策基本方針」の改訂
- ③いじめを許さない指導の充実
いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり・「いじめに関する授業」の実施・SOSの出し方に関する教育の推進・新型コロナウイルス感染症に関連するいじめを生まないための指導の徹底
- ④子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
互いに認め合う態度を育む（委員会、クラブ活動、なかよし班活動等での下級生の上級生への尊敬や上級生の自己肯定感を育み、自尊感情を高める）・子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする・取組の推進役を担えるリーダーの育成や、児童会活動による取組（ISS委員会・代表委員会）・「SNS東京ルール」に基づく「さくら小SNSルール」や、「家庭ルール」づくりやルールの見直しの実施
- ⑤保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成
保護者、地域、関係機関等に関する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼「学校サポートチーム」の会議の定期開催

（2）早期発見の取組

- ①「いじめ」の正しい理解に基づく確実な認知
教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進・「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
- ②児童の様子から、初期段階のいじめを素早く察知
学級担任や専科教員等による、日常的な児童への声かけと様子の観察・心の健康アンケートやいじめアンケートの活用

- ③全ての教職員が児童の状況を把握できる体制
全教職員による児童への挨拶・看護当番による校内巡視による観察・一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みづくり・児童に関する情報の引継ぎ、共有の徹底
- ④児童からの訴えを確実に受け止める体制
学校教育相談体制（全ての教職員が児童の悩みや不安に対して相談に応じる・スクールカウンセラーへの相談方法、秘密を守ること）を児童・保護者に周知する・年間3回の「いじめ発見のためのアンケート」の実施・スクールカウンセラーによる5年生全員面接の実施・いじめに関する相談窓口の定期的な周知と「いじめ防止カード」の活用
- ⑤保護者、地域、関係機関等からの情報提供の依頼
保護者面談、面談等の実施・PTA、学校園協議会、地域、警察、児童相談所等関係機関、学窓クラブ等からの情報提供や通報の依頼

（3）早期対応

- ①「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
教職員の報告を受け、対応方針を決定する・対応の経過と改善の状況の確認と、対応者への助言・対応記録のファイリング・解消の確認を「学校いじめ対策委員会」で検討し、校長が判断する
- ②被害児童が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応
経緯の聞き取り、心のケア・保護者への連絡・経過観察・定期的な声掛け・気持ちの受容、相手の言動や行動の意図の説明、SC面接の実施・家庭訪問・個人面談・複数の教員による経過観察・SSW（スクールソーシャルワーカー）との連携・学校サポートチーム会議の開催・PTA、地域との連携・いじめ対策保護者会の開催
- ③加害児童の行為の重大性の程度に応じた指導
経緯の聞き取り、行為への指導・保護者への連絡・経過観察・絶対に使ってはいけない言葉への指導・相手の児童の気持ちの説明、相手への謝罪指導、暴力は絶対に許されないことについて指導・怒りの対処法指導・複数の教員による指導、監督、経過観察・医療、福祉期間との連携・警察や児童相談所との連携による厳しい指導・法令に基づく厳格な指導・いじめ対策保護者会の開催
- ④重大事態につながらないようにするための対応
被害児童の安全確保と不安解消・加害児童に対する組織的、計画的な指導および観察・被害児童、加害児童の保護者の理解に基づく対応・PTA、学校園協議会、地域、学窓クラブ等による声掛けや見守り等・警察、児童相談所等関係機関と連携した対応・インターネットを通じて行われるいじめへの対応（不適切な通信内容についての指導・被害児童の精神的苦痛を理解させる・どのように関係を修復するか話し合わせたり助言したりする）
- ⑤重大性・緊急性に応じたいじめ認知時の報告と、支援の要請
豊島区教育委員会への報告、支援の要請

（4）重大事態への対処

- ①重大事態発生の迅速かつ正確な判断
教職員による「重大事態」の定義の確実な理解・豊島区教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断・重大事態発生の報告
- ②被害児童の安全確保と不安解消のための支援の実施
学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援・保護者への対応方針及び対応経過の説明・必要に応じて外部人材、関係機関、適応教室等と連携した支援
- ③加害児童の更生に向けた指導及び支援
いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導・保護者への説明や協力関係の構築・教職員、スクールカウンセラー等による、更生への支援・警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援・必要がある場合の懲戒による指導、出席停止による他の児童の安全確保
- ④他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
保護者、PTA の協力体制による問題解決・「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決

⑤いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

調査組織の決定と調査の実施、「不登校重大事態」における調査・被害の児童の保護者に対する調査結果に関する情報提供・教育委員会への調査結果報告・地方公共団体の長による再調査への協力

5 年間計画

| | 未然防止・早期発見の取組 | 早期対応の取組 |
|-----|--|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ○教職員における「いじめ防止基本方針」の内容確認・共通理解 ○SCの児童・保護者への周知 ○心の健康アンケート ○第1回 i-check (4/24~5/31) ○保護者会にて「いじめ防止基本方針」の周知・協力依頼 | <p>年間を通して、事例ごとに迅速に対応</p> <p>児童のトラブルや気になる様子の情報収集 ↓ 実態把握の方策検討 ↓ 実態把握 (観察・聞き取り・全員面接・アンケート等) ↓ 判断 A いじめ認知 B いじめにつながる可能性 ↓ A・B→保護者に報告 A→教育委員会へ報告 ↓ 児童学級の状況等確認 対応方針の策定と役割分担</p> <p>対応 被害児童の安全確保 スクールカウンセラーによるケア いじめを伝えた児童の安全確保 加害児童の観察・指導 学校サポートチームとの連携 PTAの協力 保護者会開催 地域住民による登下校時の見守り</p> <p>対応状況またはいじめ解消状況の確認 必要に応じて対応見直し ↓ 保護者へ報告 教育委員会へ報告</p> <p>いじめ解消</p> <p>経過観察</p> |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活指導全体会 ○スクールカウンセラーによる全員面接(5年生) ○セーフティ教室(情報モラル) ○学校運営連絡協議会 | |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい月間 ○いじめに関する授業 ○OSOSの出し方に関する指導 ○いじめアンケート(1学期) | |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校保健委員会 ○保護者会 ○長期休業前指導(相談窓口一覧配布) ○個人面談 | |
| 8月 | | |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ○長期休業後指導 ○心の健康アンケート ○第2回 i-check (9/14~9/29) | |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活指導全体会 ○学校運営連絡協議会 | |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい月間 ○いじめアンケート(2学期) | |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校評価 ○全教職員による取組評価 ○人権週間 ○長期休業前指導(相談窓口一覧配布) | |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ○長期休業後指導 ○心の健康アンケート | |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校評価をもとに基本方針の見直し ○いじめアンケート(3学期) ○学校運営連絡協議会 | |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活指導全体会 ○保護者会 ○長期休業前指導(相談窓口一覧配布) ○学校いじめ防止基本方針改訂 | |
| 通年 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活指導夕会(毎週) ○いじめ対策委員会(毎月) ○教職員によるいじめに関する情報収集 ○保護者との連携 ○スクールカウンセラーによる児童観察・相談・面接 ○朝会での校長講話 ○人権教育・道徳教育の充実 ○学習指導・生活指導の充実 ○委員会活動によるいじめ根絶に向けた取組 ○おはよう隊によるあいさつ運動 | |